

約款番号
E-7

旧エジソン生命 無配当医療保険02契約用約款

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 **通話料無料**

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

2024年3月版[®]



Gibraltar
ジブラルタ生命

目 次

■普通保険約款

無配当医療保険02普通保険約款	1
-----------------	---

■特約条項・特則

保険金等の支払時期変更特則	23
保険契約の失効取消に関する特則（IV）	25
無配当入院初期給付特約02条項	27
無配当死亡保障特約02（定期型）条項	33
無配当死亡保障特約02（終身型）条項	42
無配当災害割増保障特約02条項	51
無配当ガン保障特約02条項	61
無配当女性医療保障特約02条項	68
無配当手術保障特約02条項	77
無配当通院保障特約02条項	87
無配当災害通院保障特約02条項	94
無配当特定疾病診断特約02条項	102
無配当特定損傷保障特約02条項	111
無配当退院費用保障特約02条項	119
特定疾病診断保険料免除特約02条項	124
無配当ファミリー医療特約02条項	130
無配当ファミリー手術保障特約02条項	140
無配当ファミリー通院保障特約02条項	151
保険料口座振替特約条項	159
クレジットカード払特約条項	161
団体特別取扱特約条項	162
集団特別取扱特約条項	164
無配当医療保険02集団取扱特約条項	165
給付金の受取人に関する特約条項	166
家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項	167
指定代理請求特約条項	168

無配当医療保険02普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期
第1条
2. 保険期間の型
第2条
3. 給付金の支払
第3条 入院給付金の型
第4条 入院給付金の支払限度
第5条 給付金の支払
第6条 保険契約の消滅
4. 保険料の払込免除
第7条
5. 保険契約の取消および無効
第8条
6. 告知義務
第9条 告知義務
第10条 告知義務違反による解除
第11条 保険契約を解除できない場合
7. 重大事由による解除
第12条
8. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効
第13条 保険料の払込
第14条 保険料の払込方法<経路>
第15条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第16条 保険料払込の猶予期間中の保険事故
9. 保険料の前納
第17条
10. 保険契約の復活
第18条
11. 契約者配当金
第19条
12. 保険契約の解約
第20条
13. 解約払戻金
第21条
14. 給付金等支払の時期および場所
第22条
15. 契約内容の変更
第23条 入院給付金日額の減額
第24条 保険契約者の変更
第25条 受取人の変更
第26条 遺言による受取人の変更
第27条 受取人の死亡
第28条 保険契約者の代表者
第29条 保険契約者の住所の変更
16. 受取人による保険契約の存続
第30条
17. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理
第31条 契約年齢の計算
第32条 契約年齢および性別の誤りの処理
18. 保険契約の更新
第33条
19. 終身型契約への変更
第34条
20. 請求手続
第35条
21. 時効
第36条
22. 管轄裁判所
第37条
23. 保険料の一時払に関する取扱
第38条
24. 保険料の一部一時払に関する取扱
第39条
25. 三大疾病入院給付金支払特則
第40条 特則の内容
第41条 特則の付加
第42条 給付金の支払
第43条 特則の増額、減額および解約
第44条 特則の請求手続
第45条 規定の準用
26. 無事故給付金支払特則
第46条 特則の内容
第47条 特則の付加
第48条 特則の給付金の支払
第49条 更新の取扱
第50条 更新の特別取扱
第51条 特則の増額・減額

第 52 条 特則の解約

第 53 条 特則の請求手続

27. 第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第 54 条

28. 未経過保険料の取扱

第 55 条

民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)の施行に関する特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表 1 対象となる不慮の事故

別表 2 病院または診療所

別表 3 入院

別表 4 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表 5 身体障害表

別表 6 三大疾病(急性心筋梗塞、脳卒中)とみなす疾病

無配当医療保険02普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の医療保障を目的として設計された保険で、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
入院	被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として2日以上継続入院したとき。	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	災害入院給付金
	被保険者が疾病を原因として2日以上継続入院したとき。		疾病入院給付金

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 入院給付金日額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 給付金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特則が付加されたときは、その特則の名称および給付金額等
 11. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および給付金額等
 12. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険期間の型

第2条 保険契約者は、この保険契約締結の際、保険期間に応じて次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 定期型
2. 終身型

3. 給付金の支払

(入院給付金の型)

第3条 保険契約者は、この保険契約締結の際、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度に応じて会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 60日型
2. 124日型
3. 365日型
4. 1000日型

(入院給付金の支払限度)

第4条 入院給付金の支払限度は、前条に定める入院給付金の型により次のとおりとします。この場合、災害入院給付金の1回の入院は、別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とし、かつ同一の不慮の事故による1回の入院とします。

入院給付金の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
1. 60日型	災害入院給付金	60日	500日
	疾病入院給付金	60日	500日
2. 124日型	災害入院給付金	124日	1000日
	疾病入院給付金	124日	1000日

入院給付金の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
3. 365 日型	災害入院給付金	365 日	1000 日
	疾病入院給付金	365 日	1000 日
4. 1000 日型	災害入院給付金	1000 日	1000 日
	疾病入院給付金	1000 日	1000 日

(給付金の支払)

第5条 この保険契約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院であること。 (2) その入院が不慮の事故の日から起算して 180 日以内に開始した入院であること。 (3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。 (4) その入院が2日以上継続した入院であること。 (5) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること。	災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院が責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること。 (2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。 (3) その入院が2日以上継続した入院であること。 (4) その入院が病院における入院であること。	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

② 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

- 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
- 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院
- 責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。

③ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。

④ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、その事故の日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。

⑤ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払われません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。

⑥ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 併発しているそれらの疾病がいずれも別表4に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
 2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 次のいずれの場合でも、会社は、第1項にかかわらず、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複しては支払いしません。
1. 疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガン以外のとき
 - (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いしません。
 - (2) 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いしません。その場合の災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 2. 疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガンのとき
 - (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いしません。その場合の疾病入院給付金の支払額は、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いしません。
- ⑧ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を入院給付金として支払います。
- ⑫ この保険契約が定期型の場合で、被保険者が、第1項、第3項および第4項に規定する入院中に保険期間が満了したとき、保険期間満了時から継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
- ⑬ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(保険契約の消滅)

第6条 次のいずれかの事由に該当した場合、該当した時から保険契約は消滅したものとします。

1. 被保険者が死亡したとき。
 2. 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数のいずれもが通算の支払限度に達したとき。ただし、三大疾病入院給付金支払特則が付加されている場合を除きます。
- ② 前項第1号に該当した場合、保険契約者(保険契約者が被保険者である場合はその承継人)はただちに会社に通知してください。この場合、事実の確認のための書類の提出を求めることがあります。

4. 保険料の払込免除

第7条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
1. 被保険者が保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第13条(保険料の払込)第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
2. 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。		次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 第5条(給付金の支払)第2項および第10項の規定は、本条の場合に準用します。

③ 被保険者が次の第2号により第1項第1号に定める身体障害の状態に該当した場合、または次の各号のいずれかにより第1項第2号に定める身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

④ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

5. 保険契約の取消および無効

第8条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

6. 告知義務

(告知義務)

第9条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第10条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
 - ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

- 第11条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。
1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第9条の告知をすることを妨げたととき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第9条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 別表5に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき
 - (2) 第5条に定める入院を開始したとき
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

7. 重大事由による解除

- 第12条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(災害入院給付金、疾病入院給付金および払込を免除される保険料をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の給付金(前号の給付金および無事故給付金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。

- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第13条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第14条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前2項の未払込保険料の払込については、第16条第2項および第3項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第14条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 4. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
 5. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ③ 保険料払込方法が第1項第3号から第5号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第15条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第16条 保険料払込の猶予期間中に給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社が支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
- ③ 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その保険料の払込免除事由によって、他の特約から給付金等の支払が行なわれる場合には、会社は未払込保険料と当該給付金等を相殺して保険料の払込免除を行なうことができるものとします。

9. 保険料の前納

第17条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。

2. 半年払契約または年払契約の場合

(1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。

(2) 前(1)の規定によって割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

1. 保険契約が消滅したとき。
2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

10. 保険契約の復活

第18条 保険契約者は、第15条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して1年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。

② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

11. 契約者配当金

第19条 この保険契約に対して、契約者配当金はありません。

12. 保険契約の解約

第20条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

13. 解約払戻金

第21条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約についてはありません。その他の保険契約については入院給付金日額に保険証券に記載の数値を乗じた金額となります。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

14. 給付金等支払の時期および場所

第22条 災害入院給付金、疾病入院給付金、三大疾病入院給付金(三大疾病入院給付金支払特則を付加した場合。以下同じ)および無事故給付金(無事故給付金支払特則を付加した場合。以下同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。ただし、無事故給付金支払請求に必要な書類が支払事由発生前に会社に到達した場合には、無事故給付金支払事由発生日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

② 災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金(以下本条において「給付金」といいます。)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第12条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

15. 契約内容の変更

(入院給付金日額の減額)

第23条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。

② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとします。

(保険契約者の変更)

第24条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

② 保険契約者の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第25条 給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第26条 保険契約者は、遺言によっても、給付金の受取人を保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第27条 給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者の代表者)

第28条 保険契約者が2人以上のときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が保険契約者人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第29条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 受取人による保険契約の存続

- 第30条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金の受取人である被保険者(通知の時において保険契約者が受取人でない場合に限り、)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、給付金を支払うことによって、この保険契約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害入院給付金または疾病入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第21条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

17. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

- 第31条** 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第32条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

18. 保険契約の更新

- 第33条** この保険契約が定期型の場合、保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。
1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 2. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 3. 保険契約に指定疾病・指定部位不担保特約(医療保険用)が付加されているとき。
 4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- ② 前項第2号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑥ 保険契約が更新された場合に、第4条(入院給付金の支払限度)、第5条(給付金の支払)および第7条(保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ⑦ 更新前の保険契約の保険料払込方法が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。
- ⑧ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および入院給付金日額
 3. 更新された特約の名称および給付金額等
 4. 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 5. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。

- ⑩ 第1項第4号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第1項第1号ないし第3号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第4条(入院給付金の支払限度)、第5条(給付金の支払)および第7条(保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

19. 終身型契約への変更

第34条 保険契約者は、この保険契約が前条の規定を満たし更新できる保険契約で、かつ締結の日から10年以上経過しているとき、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、保険期間満了の日の翌日(以下「変更日」といいます。)に定期型から終身型へ変更することができるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 変更日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 2. 保険契約が保険料払込免除になっているとき。
 3. 変更日に会社が終身型の保険契約の締結を取り扱っていないとき。
 4. 付加されている特約について、会社が終身型契約への付加を取り扱っていないとき。
- ② 変更後の保険契約の入院給付金日額は変更前の入院給付金日額と同額とします。
- ③ この保険契約が定期型から終身型へ変更された場合、前条第4項ないし第7項の規定を準用するものとします。その際、「更新」を「変更」に、「更新日」を「変更日」に読み替えるものとします。
- ④ 終身型へ変更した場合には、終身型の保険契約の保険証券を発行します。
- ⑤ 変更後の保険契約には、変更時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑥ 第1項第4号の規定によりこの保険契約が終身型契約に変更されず、かつ、第1項第1号から第3号の規定に該当しないときは、保険契約者からの申し出によって、終身型変更の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同じ種類の特約を終身型への変更時に締結します。ただし、同じ種類の特約がない場合は、この特約は解約されたものとみなして変更します。

20. 請求手続

第35条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					保険契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	災害入院給付金の支払	○	○	○		○		○		○		○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	疾病入院給付金の支払	○	○	○		○		○		○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	第6条第2項に規定する死亡の通知		○							○		○	
4	保険料の払込免除	○	○	○						○		○	
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○					○			
6	保険契約の復活	○											会社所定の告知書
7	入院給付金日額の減額	○	○	○	○								
8	保険契約者の変更	○	○			○							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続代表者の念書 (3) 相続代表者の印鑑証明書
9	終身型への変更	○	○	○	○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の3および6の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

- ④ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑤ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

21. 時効

第 36 条 給付金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

22. 管轄裁判所

第 37 条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人(給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 保険料の一時払に関する取扱

第 38 条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法を一時払とすることができます。

② 保険料の払込方法が一時払の保険契約については、次の各号に定めるところによります。

1. 第7条(保険料の払込免除)、第13条(保険料の払込)、第14条(保険料の払込方法<経路>)、第15条(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)、第16条(保険料払込の猶予期間中の保険事故)、第17条(保険料の前納)、第18条(保険契約の復活)、第23条(入院給付金日額の減額)の規定は適用しません。
2. 第1条中、「第1回保険料」とあるのを「一時払保険料」と読み替えます。
3. 解約払戻金については、第21条の規定にかかわらず、その経過した年月数により計算した金額を支払います。

24. 保険料の一部一時払に関する取扱

第 39 条 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合、その保険契約は次の各号の部分からなるものとします。

1. 保険料の一部一時払に対応する部分(以下この部分を「一時払保険部分」といいます。)
2. 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分(以下この部分を「分割払保険部分」といいます。)

② 一時払保険部分がある保険契約については、次の各号に定めるところによります。

1. 第1条(会社の責任開始期)における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
2. 一時払保険部分または分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
3. 一時払保険部分を減額する場合には、分割払保険部分も同時に同じ割合で減額するものとします。
4. 減額後の分割払保険部分の入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合は、一時払保険部分の減額を取り扱いません。
5. 一時払保険部分を減額した場合の解約払戻金については、第38条第2項第3号の規定を準用します。

25. 三大疾病入院給付金支払特則

(特則の内容)

第 40 条 この特則は、前条までの規定が適用されるこの保険契約において、三大疾病を原因とする入院給付金の支払について定めたものです。

(特則の付加)

第 41 条 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の定める範囲内で、第3条に定める入院給付金の型が 124 日型、365 日型または 1000 日型の場合、この特則をこの保険契約に付加することができるものとします。

(給付金の支払)

第 42 条

支払事由	給付金		受取人
	名称	支払額	
被保険者が責任開始時以後に発病した疾病を原因として保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. その入院が責任開始時以後に発病した別表4に定める悪性新生物、脳卒中または急性心筋梗塞(以下「三大疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 2. その入院が三大疾病の治療を目的とする入院であること。 3. その入院が2日以上継続した入院であること。 4. その入院が病院における入院であること。	三大疾病入院給付金	入院一回につき入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者

- ② 三大疾病入院給付金の支払の限度は無制限とします。
- ③ この特則による三大疾病入院給付金が支払われる場合、第5条に定める疾病入院給付金は支払われないものとします。
- ④ この特則による三大疾病入院給付金日額は、この保険契約の入院給付金日額と同額とします。
- ⑤ 三大疾病を原因とする入院をした後、別表6に定める疾病の治療を目的とする入院をした場合、その入院は同一の三大疾病を原因とする入院とみなして三大疾病入院給付金を支払います。
- ⑥ 三大疾病を原因とする入院をした後、これと医学上重要な関係がある疾病(別表6に定める疾病を除きます。)の治療を目的とする入院をした場合、その入院は同一の三大疾病を原因とする入院とみなして三大疾病入院給付金を支払います。ただし、三大疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日経過した後開始した入院を除きます。
- ⑦ 次のいずれの場合でも、会社は、第5条にかかわらず、三大疾病入院給付金と災害入院給付金または疾病入院給付金を重複しては支払いません。
 - 1. 三大疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複したとき
 - (1) 災害入院給付金の支払われる入院中に、三大疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。その場合の三大疾病入院給付金の支払額は三大疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 三大疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。
 - 2. 三大疾病入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複したとき
 - (1) 三大疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガン以外で、疾病入院給付金の支払われる入院中に、三大疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。その場合の三大疾病入院給付金の支払額は三大疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 三大疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガンで、疾病入院給付金の支払われる入院中に、三大疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、第1項にかかわらず、三大疾病入院給付金の支払額は疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 三大疾病入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した三大疾病を直接の原因として責任開始時以後に三大疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - 1. その三大疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その三大疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - 2. その三大疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その三大疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特則の増額、減額および解約)

第 43 条 この特則のみの増額、減額または解約は取り扱いません。

- ② 入院給付金日額が減額された場合には、この特則も同時に同じ割合で減額されたものとします。

(特則の請求手続)

第 44 条 この特則にもとづく支払については、次に定める書類を提出してください。

- 1. 会社所定の請求書
- 2. 保険証券
- 3. 最終の保険料領収証
- 4. 受取人の印鑑証明書
- 5. 受取人の戸籍抄本

6. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本)
 7. 会社所定の診断書・証明書
 8. 会社所定の入院証明書
- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(規定の準用)

第 45 条 この特則に別段の定めのない場合には、三大疾病入院給付金について、第5条第2項を除きこの普通保険約款中の疾病入院給付金の規定を準用するものとします。

26. 無事故給付金支払特則

(特則の内容)

第 46 条 この特則は、前条までの規定が適用されるこの保険契約において、災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金のいずれの支払もなく、かつ、被保険者が保険期間満了時に生存しているときに無事故給付金を支払うことを定めたものです。

(特則の付加)

第 47 条 保険契約者は、この保険契約が定期型の場合、保険契約締結または更新の際、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。

(特則の給付金の支払)

第 48 条 この特則の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人
	名称	支払額	
この特則の付加された保険契約において、次のいずれにも該当するとき。 1. 保険期間中に、災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金のいずれの支払も行われなかったこと。 2. 被保険者が保険期間満了時に生存していること。	無事故給付金	無事故給付金額(無事故給付金額は、入院給付金日額の5倍相当額、10倍相当額または20倍相当額のいずれかとし、この特則を付加する際に保険契約者の申出によって定めます。)	保険契約者

- ② 前項の規定によって無事故給付金を支払った後に、給付金または特約保険金の支払の請求書類が会社に到達した場合は、会社は、前項の無事故給付金を支払わなかったものとして、給付金または特約保険金を支払います。この場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、給付金または特約保険金を支払います。

(更新の取扱)

- 第 49 条** この保険契約が更新される場合には、更新後のそれぞれの保険期間について、前条の規定を適用して無事故給付金を支払います。
- ② この保険契約の更新時に、第5条第1項に規定する入院を継続している場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。
- ③ 第5条第3項もしくは第4項の規定により、1回の入院とみなされる入院中に更新される場合もしくは1回の入院とみなされる入院を更新後にした場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

(更新の特別取扱)

第 50 条 保険契約者は、この特則が付加された保険契約の更新の際に、会社の承諾を得て、この特則を付加せずに更新することができます。

(特則の増額・減額)

- 第 51 条** この特則のみの増額および減額は取り扱いません。
- ② 入院給付金日額が減額された場合には、この特則の無事故給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特則の無事故給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(特則の解約)

第 52 条 この特則のみの解約は取り扱いません。

(特則の請求手続)

- 第 53 条** この特則にもとづく支払については、次に定める書類を提出して請求してください。
1. 会社所定の請求書
 2. 保険証券
 3. 最終の保険料領収証
 4. 受取人の印鑑証明書

5. 受取人の戸籍抄本
 6. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本)
- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

27. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第54条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合
 会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
 2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合
 会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- ② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。
1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- ④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

28. 未経過保険料の取扱

第55条 年払契約および半年払契約は次の各号の取扱をします。なお、この取扱は主契約に付加された特約にも適用します。この場合、主約款は特約条項と読み替えます。

1. 保険契約の全部または一部の消滅時に解約払戻金または責任準備金を支払う場合は、消滅時から消滅後最初に到来する、年払契約は年単位の、半年払契約は半年単位の契約応当日前日までの月数(以下「残存月数」といいます。)に応じた保険料を未経過保険料として保険契約者に返還します。ただし、支払事由に基づいて保険金または給付金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、この取扱をしません。
2. 前号にかかわらず、主約款の規定により、保険期間の全期間または一定期間、解約払戻金がないか、または解約払戻金額が抑制されている保険契約については、解約払戻金を支払う場合でも未経過保険料を返還する取扱をしません。
3. 第1号における残存月数は、消滅後最初に到来する月単位での契約応当日より起算します。また、未経過保険料は、年払契約の場合は年払保険料を12等分した金額、半年払契約の場合は半年払保険料を6等分した金額に残存月数を乗じて算出します。
4. 未経過保険料を返還する場合、解約払戻金または責任準備金の計算については、主約款における解約払戻金または責任準備金の規定にかかわらず、保険料払込中は、保険料払込年月数および経過年月数により計算します。

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

令和2年3月31日以前に締結された保険契約が、令和2年4月1日以後に保険契約の更新に関する規定または終身型契約への変更に関する規定により更新または変更された場合には、契約年齢および性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係
 「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
2. 治療を目的とした入院
 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。
3. 薬物依存
 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2

分類項目	細分類項目	基本分類コード
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
3. 脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

備考

ガンの診断確定

ガンの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの

身体障害
21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

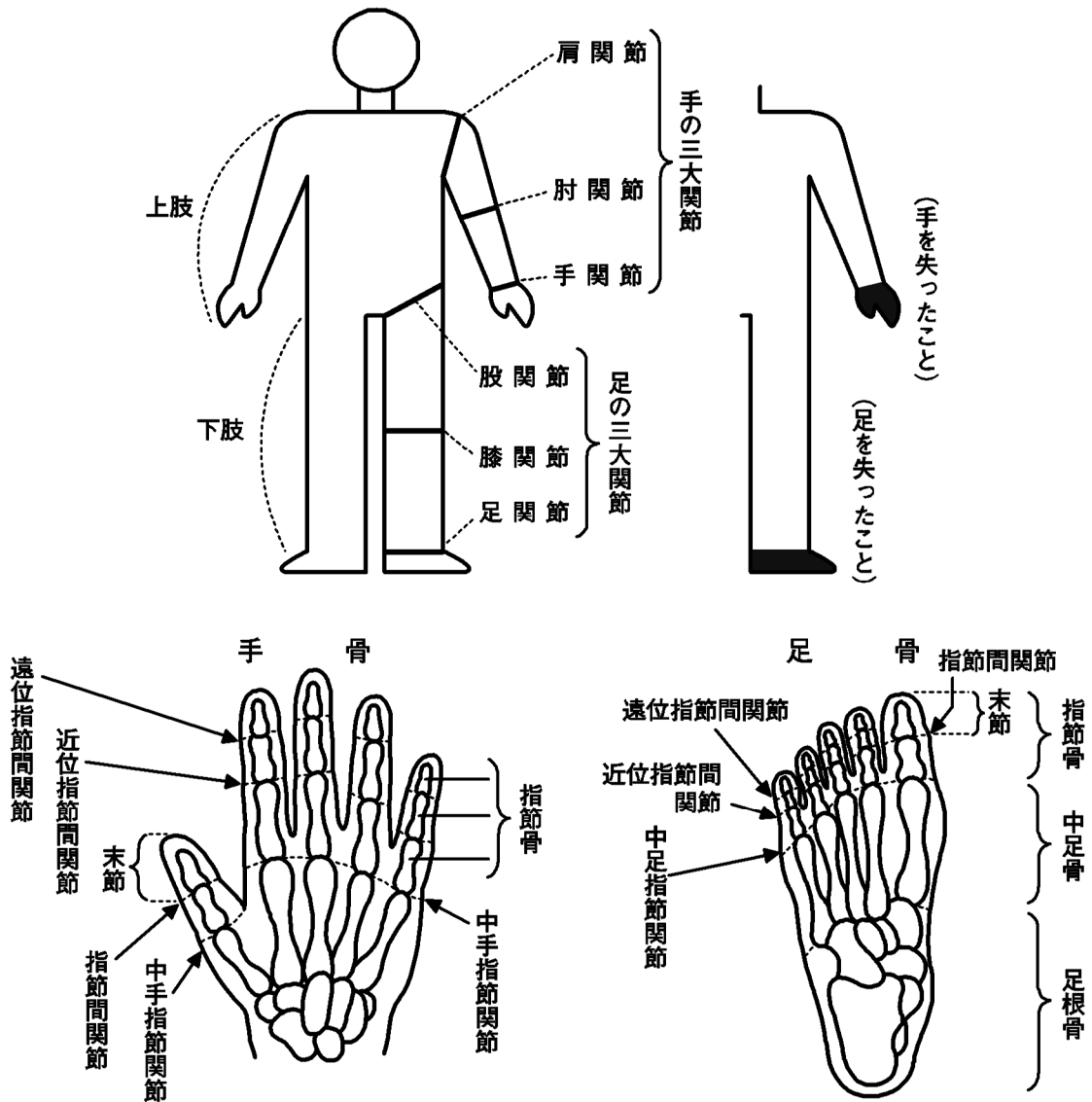
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表6 三大疾病(急性心筋梗塞、脳卒中)とみなす疾病

三大疾病(急性心筋梗塞、脳卒中)とみなす疾病とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	再発性心筋梗塞	I22
	急性心筋梗塞の続発合併症	I23
	陳旧性心筋梗塞	I25.2
	心室瘤	I25.3
2. 脳卒中	血管性認知症	F01
	くも膜下出血の続発・後遺症	I69.0
	脳内出血の続発・後遺症	I69.1
	脳梗塞の続発・後遺症	I69.3

保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成 24 年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

(死亡保険金の簡易請求)

第3条 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

- 「
4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ) 目次

第1条 失効取消の適用

第2条 主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ)

第1条(失効取消の適用)

- この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^{(*)1}中に失効取消にかかる延滞保険料^{(*)2}の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^{(*)3}の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^{(*)4}の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。

第1条の用語の意義

- *1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- *2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- *3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- *4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

第2条(主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱)

- この特則の適用がある主契約が無配当終身保険(USD建)で、主契約に保険料等円入金取扱特約が付加されている場合には、この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料^{(*)1}の換算基準日^{(*)2}は、会社が受領する日とします。
- この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に保険料円入金特約(積立個人年金用)が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
 - この特則の規定に基づき保険契約者が会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日^{(*)2}は、会社が受領する日とします。
 - 保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)の適用がある場合には、つぎの①および②のとおり取り扱います。
 - 第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)第2項に定める保険料円換算額により取り扱うものとし、会社が受領する日を換算基準日^{(*)2}として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、計算した外国通貨建の金額を主契約の保険料とします。
 - 第1条の補則の補1に定める死亡保険金等を支払う場合において、失効取消にかかる延滞保険料を差し引くときは、失効取消にかかる延滞保険料の払込期月の1日を換算基準日^{(*)3}として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、差し引くべき失効取消にかかる延滞保険料を計算します。

第2条の用語の意義

- *1 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。

*2 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直前の金融機関の営業日とします。本条において同じとします。

*3 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直後の金融機関の営業日とします。

無配当入院初期給付特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 入院初期基本給付金額
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 入院初期給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金

- 第16条 入院初期基本給付金額の減額
- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 特約の契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

無配当入院初期給付特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
入院	被保険者が主約款に規定する災害入院給付金、疾病入院給付金および三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしたとき	入院日数に応じた所定の金額	入院初期給付金

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(入院初期基本給付金額)

- 第2条 この特約の入院初期基本給付金額は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、契約者の申出によって定めます。

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、主約款の災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしたこと	入院初期給付金	入院1回につき(不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院の場合は、同一の不慮の事故による入院1回につき)、以下の金額 1. 入院日数が継続して2日以上4日以内の場合 入院初期基本給付金額に6を乗じて得られる金額 2. 入院日数が継続して5日以上の場合 入院初期基本給付金額に10を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、主約款に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、主約款に規定する疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。1回の入院とみなされる場合、入院初期給付金の支払額においては、それぞれの入院は継続したもとして入院日数を計算します。
- ③ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、主約款に規定する災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。1回の入院とみなされる場合、入院初期給付金の支払額においては、それぞれの入院は継続したもとして入院日数を計算します。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、被保険者が同一の三大疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、主約款に規定する三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合(主約款において同一の三大疾病を原因として入院したとみなされる場合を含みます。)には、1回の入院とみなします。ただし、主約款に規定する三大疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。1回の入院とみなされる場合、入院初期給付金の支払額においては、それぞれの入院は継続したもとして入院日数を計算します。
- ⑤ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、主約款の規定により疾病入院給付金または三大疾病入院給付金が支払われる期間が連続しているときは、その入院についての入院初期給付金は1回のみ支払います。この場合、入院開始の直接の原因となった疾病を原因として入院初期給付金は支払われるものとします。
- ⑥ この特約が定期型の場合で、被保険者が第1項、第2項、第3項および第4項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑦ 被保険者の入院中に入院初期基本給付金額が減額された場合は、会社は、支払事由に該当した日(1回の入院とみなされる場合は最初に支払事由に該当した日)現在の入院初期基本給付金額を基準として計算された金額を支払います。
- ⑧ この特約による入院初期給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回の入院についての支払限度は、支払倍率(入院初期給付金を支払う倍率。以下同じ)10倍とします。
 - 通算の支払限度は、支払倍率を通算して100倍とします。
- ⑨ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院初期給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑫ 次の各号のいずれかによって入院初期給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院初期給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して

支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院初期給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(入院初期給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、入院初期給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。入院初期給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(入院初期給付金支払の時期および場所)

第8条 入院初期給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 入院初期給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から入院初期給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院初期給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 入院初期給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 入院初期給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
入院初期給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは入院初期給付金の受取人の特約締結の目的もしくは入院初期給付金請求の意図に関する特約の締結時から入院初期給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、入院初期給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または入院初期給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または入院初期給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は入院初期給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、入院初期給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院初期給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 11 条** 保険料の払込猶予期間中にこの特約による入院初期給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

- 第 12 条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第 13 条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 第3条(給付金の支払)第8項第2号の規定によりこの特約による入院初期給付金の支払倍率が通算支払限度に達したとき

(特約の解約)

- 第 14 条** 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

- 第 15 条** この特約に対する解約払戻金はありません。

(入院初期基本給付金額の減額)

- 第 16 条** 契約者は、会社所定の範囲内で、この特約の入院初期基本給付金額を減額することができます。
- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額されたことにより、この特約の入院初期基本給付金額が会社の定める限度をこえる場合には、この特約の入院初期基本給付金額は会社の定める範囲内に減額することを要します。
- ③ 前2項の規定によって、この特約の入院初期基本給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

- 第 17 条** 入院初期給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

- 第 18 条** 契約者は、遺言によっても、入院初期給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 19 条** 入院初期給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院初期給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により入院初期給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院初期給付金の受取人となった者のうち生存している他の入院初期給付金の受取人を入院初期給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により入院初期給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 20 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす入院初期給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院初期給付金の支払事由が生じ、会社が入院初期給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院初期給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 21 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 22 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 23 条 この特約にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会社 所定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	入院初期給付金の支払	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	入院初期基本給付金額の減額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。

④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 24 条 入院初期給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における入院初期給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

無配当死亡保障特約02(定期型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の消滅または消滅とみなす場合
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 特約保険金額の減額

- 第16条 特約保険金受取人の代表者
- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

無配当死亡保障特約02(定期型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡したまたは高度障害となったときに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	特約保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 責任開始時(復活が行なわれた特約については最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約保険金受取人の故意。ただし、その者が特約保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り。を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、第1項に定める高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実

を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または特約保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。）が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金受取人に解除の通知をします。

（重大事由による解除）

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約保険金受取人のみであり、その特約保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金受取人に解除の通知をします。

（保険金支払の時期および場所）

第7条 この特約の保険金（特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ）は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第8条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。なお、この特約による特約死亡保険金を支払うときは主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の規定にかかわらず、会社は、その払い込まれたこの特約の付加された保険契約の保険料をこの特約の特約保険金受取人に払い戻すことができるものとします。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額からこの保険契約の未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

第12条 この特約は特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うと消滅します。

② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第14条 特約の失効(第9条)、解約(第13条)または解除(第5条および第6条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前項の規定にかかわらず、第6条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第6条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

③ 第13条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

④ 第12条(特約の消滅または消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。

(特約保険金額の減額)

第15条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金受取人の代表者)

第16条 特約保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が特約保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(受取人の変更)

第17条 契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

② 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人が特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第18条 前条に定めるほか、契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

② 前項の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 前2項による特約保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第19条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第20条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第14条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

- 第21条** この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。
- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(契約者配当金)

第22条 この特約に、配当金はありません。

(請求手続)

第23条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	特約保険金額の減額	○	○	○	○								
4	責任準備金の支払	○	○	○	○								
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○								

- ② 特約保険金受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- ③ 会社は、第1項の提出書類の一部の省略を認めまたは第1項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ④ 第1項の4の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ⑤ この特約を付加した保険契約が、官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を契約者および特約死亡保険金(特約高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の特約死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(時効)

第24条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

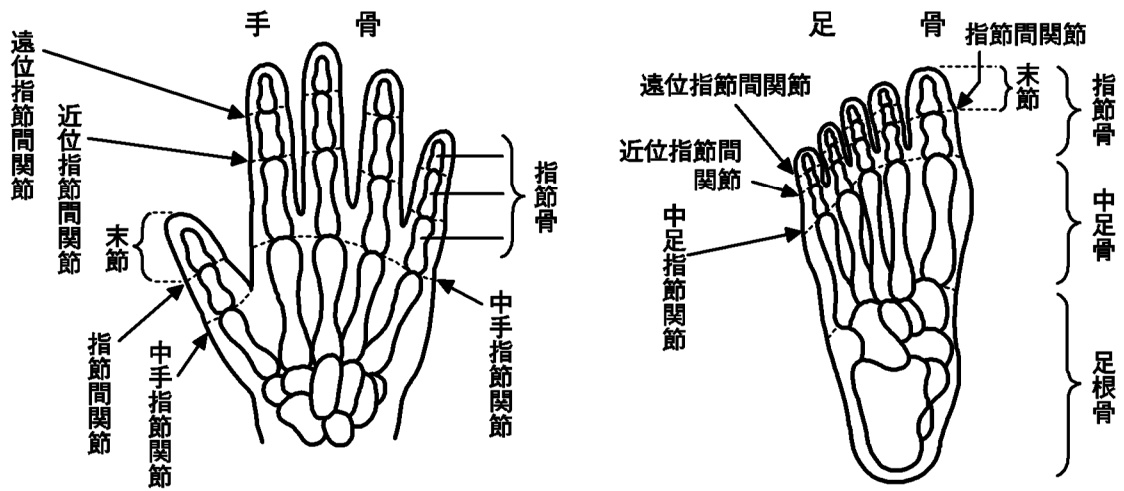
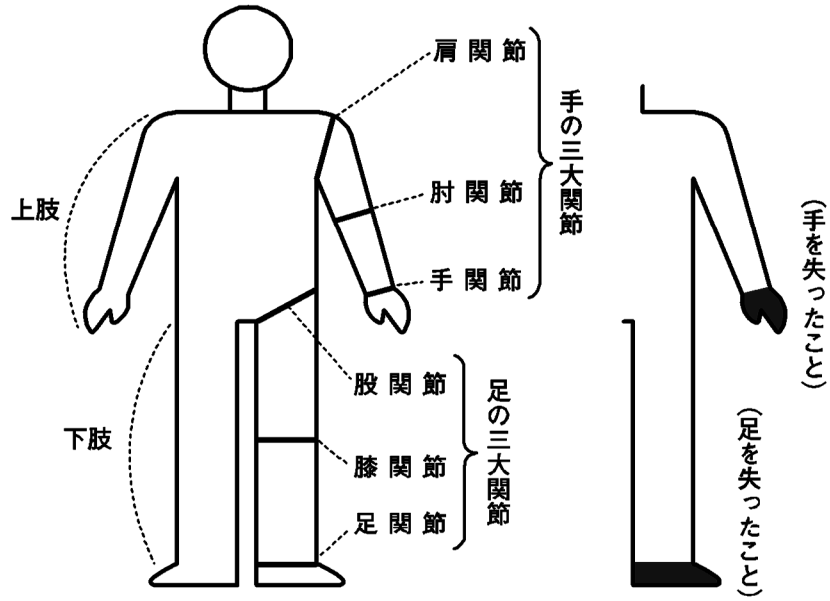
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当死亡保障特約02(終身型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の消滅または消滅とみなす場合
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の解約払戻金

- 第15条 特約保険金額の減額
- 第16条 特約保険金受取人の代表者
- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 契約者配当金
- 第22条 請求手続
- 第23条 時効
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

無配当死亡保障特約02(終身型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、無配当医療保険02に付加することにより、被保険者が死亡したまたは高度障害になったときに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

また、この特約は、一定期間解約払戻金を抑制し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援するものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。付加できる特約保険金額については会社が定める範囲で取り扱います。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	特約保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 責任開始時(復活が行なわれた特約については最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約保険金受取人の故意。ただし、その者が特約保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- ④ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑤ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑥ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

- 第3条** 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

- 第4条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

- 第5条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または特約保険金受取人

が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金受取人に解除の通知をします。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約保険金受取人のみであり、その特約保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金受取人に解除の通知をします。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

- 前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。なお、この特約による特約死亡保険金を支払うときは主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の規定にかかわらず、会社は、その払い込まれたこの特約の付加された保険契約の保険料をこの特約の特約保険金受取人に払い戻すことができるものとします。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ この特約が付加された保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額からこの保険契約の未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

第12条 この特約は特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うと消滅します。

- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 13 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 14 条 特約の失効(第9条)、解約(第 13 条)または解除(第5条および第6条)の場合には、会社は、保険料払込期間中の特約においてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約においてはその経過した年月数により計算します。

- ② 前項の規定にかかわらず、第6条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第6条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 保険料払込期間中の特約を解約した場合、解約払戻金額は前項において計算される解約払戻金額に7割を乗じて得られる金額とします。
- ④ 第 13 条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 第 12 条(特約の消滅または消滅とみなす場合)第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。

(特約保険金額の減額)

第 15 条 契約者は、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 本条により特約保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金受取人の代表者)

第 16 条 特約保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が特約保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(受取人の変更)

第 17 条 契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 18 条 前条に定めるほか、契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による特約保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 19 条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 20 条 契約者以外の者で特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるま

でに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第14条(特約の解約払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第21条 この特約に、配当金はありません。

(請求手続)

第22条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の 請 求 書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会社 所定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	責任準備金の支払	○	○	○	○								
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○								
5	特約保険金額の減額	○	○	○	○								

- ② 特約保険金受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

- ③ 会社は、第1項の提出書類の一部の省略を認めまたは第1項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

- ④ 第1項の3の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

- ⑤ この特約を付加した保険契約が、官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を契約者および特約死亡保険金(特約高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の特約死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(時効)

第23条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面

に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

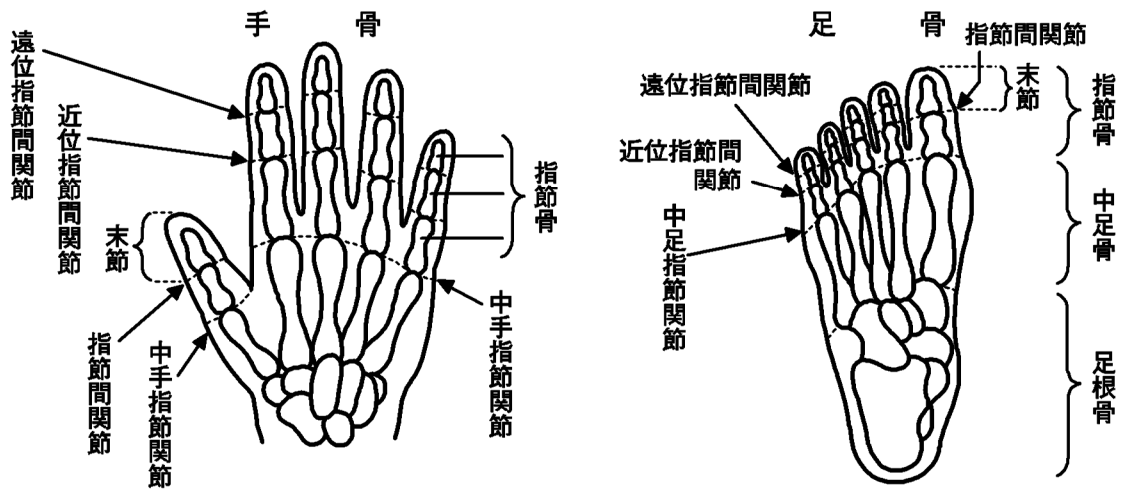
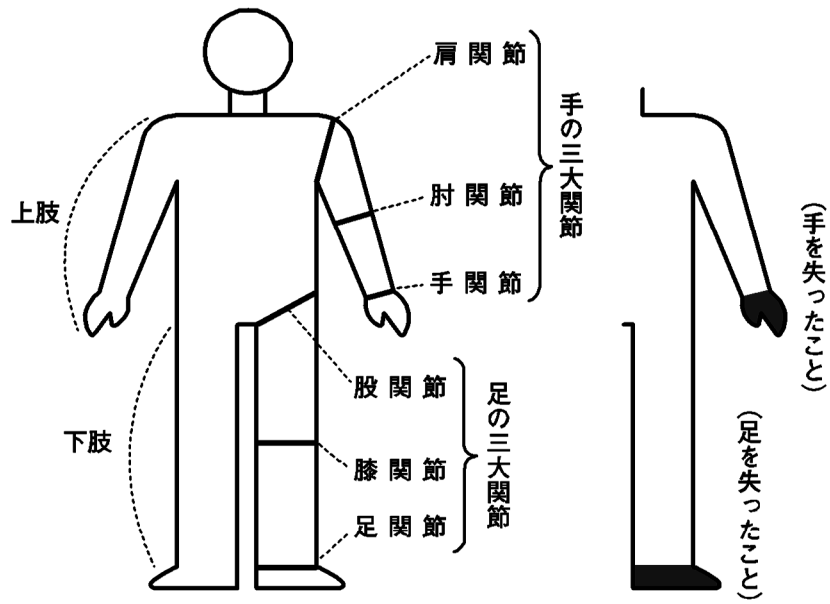
備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当災害割増保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結および責任開始時	第17条 受取人の変更
第2条 保険金および給付金の支払	第18条 遺言による受取人の変更
第3条 特約保険料の払込免除	第19条 受取人の死亡
第4条 特約の取消および無効	第20条 受取人による特約の存続
第5条 告知義務および告知義務違反による解除	第21条 特約の更新
第6条 重大事由による解除	第22条 特約の契約者配当金
第7条 保険金支払の時期および場所	第23条 請求手続
第8条 特約の保険期間および保険料の払込	第24条 時効
第9条 特約の失効	第25条 管轄裁判所
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第26条 主約款の規定の準用
第11条 特約の復活	
第12条 特約の消滅または消滅とみなす場合	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第13条 特約の解約	別表1 対象となる不慮の事故
第14条 特約の解約払戻金	別表2 身体障害表
第15条 災害割増保険金額の減額	別表3 感染症
第16条 特約保険金受取人の代表者	

無配当災害割増保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
死亡	被保険者が不慮の事故による傷害または感染症を原因として死亡したとき。	災害割増 保険金額	災害死亡保険金
高度障害	被保険者が不慮の事故による傷害または感染症を原因として高度障害になったとき。		災害高度障害 給付金

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当して死亡したとき。 (1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。 (2) この特約の責任開始時以後に発病した別表3に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき。	災害死亡保険金	災害割増保険金額	特約保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 特約保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
2. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当して別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)になったとき。 (1) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害になったとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。 (2) この特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害になったとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。	災害高度障害給付金	災害割増保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 次の各号のいずれかによって死亡し、または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

③ この特約の保険期間が定期型(以下「定期型」といいます。)の場合で、被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、災害高度障害給付金を支払います。

④ 災害死亡保険金を支払った後は、災害高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。

⑤ 会社が災害高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

⑥ 第1項の規定によって災害死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。(第1項第1号免責事由3. に該当したことにより災害死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、契約者が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③ 保険金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金および給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または特約保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は次のいずれかの場合に消滅します。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(災害死亡保険金、災害高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約保険金受取人のみであり、その特約保険金受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡

保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。(以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 保険金(災害死亡保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日

2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日

3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 90日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。

- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。

- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。なお、災害死亡保険金を支払うときは主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の規定にかかわらず、会社は、その払い込まれたこの特約の付加された保険契約の保険料をこの特約の特約保険金受取人に払い戻すことができるものとします。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 10 条** 保険料の払込猶予期間中にこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額からこの保険契約の未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

- 第 11 条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

- 第 12 条** この特約は災害死亡保険金または災害高度障害給付金を支払うと消滅します。
- ② 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したときには、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

- 第 13 条** 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

- 第 14 条** この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(災害割増保険金額の減額)

- 第 15 条** 契約者は、この特約の災害割増保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約の災害割増保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。
- ② 前項の規定によってこの特約の災害割増保険金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(特約保険金受取人の代表者)

- 第 16 条** 特約保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が特約保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(受取人の変更)

- 第 17 条** 契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。災害高度障害給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

- 第 18 条** 前条に定めるほか、契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。災害高度障害給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 前項の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による特約保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

- 第 19 条** 保険金(災害死亡保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 20 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす災害死亡保険金または災害高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が災害死亡保険金または災害高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 21 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)および第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 22 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 23 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人		
1	災害死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	災害高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	
3	責任準備金の支払	○	○	○	○							
4	災害割増保険金額の減額	○	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の3の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(時効)

第 24 条 保険金、給付金もしくは責任準備金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

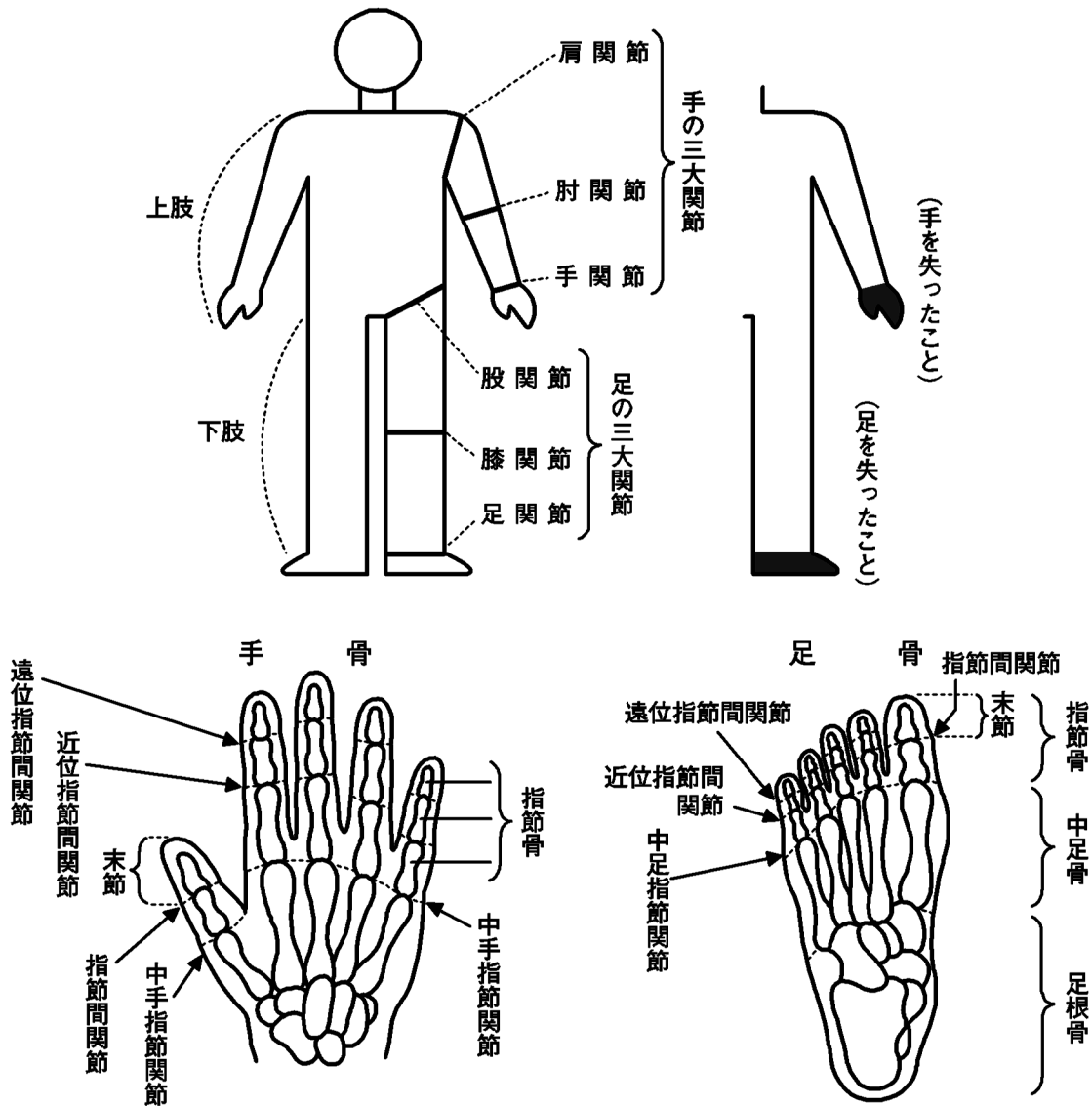
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとし、ます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、ます。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令

和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当ガン保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 ガン入院給付金日額
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 ガン入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 ガン入院給付金日額の変更

- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 特約の契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当ガン保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
入院	被保険者がガンの原因として2日以上継続入院したとき。	ガン入院給付金日額の入院日数倍	ガン入院給付金

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(ガン入院給付金日額)

第2条 この特約のガン入院給付金日額は、会社の定める範囲内で、保険契約締結の際、契約者の申し出によって定めます。

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 (2) その入院がガンの治療を目的とした入院であること。 (3) その入院が2日以上継続した入院であること。 (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること。	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者

- ② ガン入院給付金の支払限度は、無制限とします。
- ③ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した入院とみなします。
- ④ 会社は、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるガン以外の疾病を直接の原因として入院を開始した時にガンを併発していた場合またはその入院中にガンを併発した場合には、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑤ 主約款に定める災害入院給付金とこの特約に定めるガン入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とガン入院給付金を重複しては支払いしません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間についてはガン入院給付金を支払います。
- ⑥ 被保険者が入院中に主約款の規定により、主契約の入院給付金日額が減額されたことによって、ガン入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在のガン入院給付金日額を基準として計算された金額をガン入院給付金として支払います。
- ⑦ この特約が定期型の場合で、被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病したガンを直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にガン入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. そのガンについて、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知る事ができなかった場合を除きます。
 2. そのガンについて、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条(給付金の支払)に定める支払事由に該当したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにガン入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ガン入院給付金支払の時期および場所)

第8条 ガン入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ガン入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. ガン入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ガン入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ガン入院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくはガン入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン入院給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者またはガン入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者またはガン入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン入院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(ガン入院給付金日額の変更)

第16条 この特約の入院給付金日額のみを変更することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約の入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、この特約のガン入院給付金日額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(受取人の変更)

第17条 ガン入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第18条 契約者は、遺言によっても、ガン入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第19条 ガン入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をガン入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりガン入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりガン入院給付金の受取人となった者のうち生存している他のガン入院給付金の受取人をガン病入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりガン入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 20 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たすガン入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- 2. 契約者でないこと

③ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 21 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 22 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 23 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	ガン入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 24 条 ガン入院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約におけるガン入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

別表1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	

備考

ガンの診断確定

ガンの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当女性医療保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 女性疾病入院給付金日額
- 第3条 女性疾病入院給付金の型
- 第4条 女性疾病入院給付金の支払限度
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 特約保険料の払込免除
- 第7条 特約の取消および無効
- 第8条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第9条 重大事由による解除
- 第10条 女性疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第11条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第12条 特約の失効
- 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約

- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 女性疾病入院給付金日額の変更
- 第19条 受取人の変更
- 第20条 遺言による受取人の変更
- 第21条 受取人の死亡
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 特約の更新
- 第24条 特約の契約者配当金
- 第25条 請求手続
- 第26条 時効
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる女性疾病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当女性医療保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の所定の女性特有の疾病等による入院により本人および家族の経済的負担が急増する場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことにより、その経済的負担を軽減することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が女性の場合に限り、主契約締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(女性疾病入院給付金日額)

- 第2条 この特約の女性疾病入院給付金日額は、会社の定める範囲内で、保険契約締結の際、契約者の申し出によって定めます。

(女性疾病入院給付金の型)

- 第3条 契約者はこの保険契約締結の際、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を選択するものとします。
 1. 60日型
 2. 124日型
 3. 365日型
 4. 1000日型

(女性疾病入院給付金の支払限度)

- 第4条 女性疾病入院給付金の支払限度は前条に定める女性疾病入院給付金の型によって以下のとおりとします。

女性疾病入院給付金の型	支払限度日数	
	1入院	通算
1. 60日型	60日	500日
2. 124日型	124日	1000日

女性疾病入院給付金の型	支払限度日数	
	1入院	通算
3. 365 日型	365 日	1000 日
4. 1000 日型	1000 日	1000 日

(給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める女性疾病(以下「女性疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が女性疾病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が2日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	女性疾病入院給付金	入院1回につき、女性疾病入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に主契約の入院給付金日額が減額された場合、女性疾病入院給付金については、入院日毎日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 被保険者が同一の女性疾病(これと医学上重要な関係がある女性疾病を含みます。)を直接の原因として、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ この特約が定期型の場合で、被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる女性疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した女性疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その女性疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その女性疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その女性疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が女性疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に女性疾病を併発し、その女性疾病の治療を開始した場合には、その女性疾病の治療を開始した日からその女性疾病の治療を目的として入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める災害入院給付金とこの特約に定める女性疾病入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とこの特約の女性疾病入院給付金を重複して支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間については女性疾病入院給付金を支払います。

(特約保険料の払込免除)

第6条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれていた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免責事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第7条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれ

た保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第8条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第5条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(女性疾病入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(女性疾病入院給付金支払の時期および場所)

第10条 女性疾病入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 女性疾病入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から女性疾病入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 女性疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 女性疾病入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
女性疾病入院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは女性疾病入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは女性疾病入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から女性疾病入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性疾病入院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、女性疾病入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第11条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第13条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による女性疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき。

2. 第4条(女性疾病入院給付金の支払限度)の規定によりこの特約による女性疾病入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第17条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(女性疾病入院給付金日額の変更)

第18条 この特約の女性疾病入院給付金日額のみを変更することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約の女性疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、主契約の入院給付金日額が減額された場合には、減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第19条 女性疾病入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第20条 契約者は、遺言によっても、女性疾病入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第21条 女性疾病入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を女性疾病入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により女性疾病入院給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により女性疾病入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の女性疾病入院給付金の受取人を女性疾病入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により女性疾病入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第22条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす女性疾病入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、女性疾病入院給付金の支払事由が生じ、会社が女性疾病入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、女性疾病入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第23条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(女性疾病入院給付金の支払限度)、第5条(給付金の支払)および第6条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第24条 この特約に対する契約者配当金は、ありません。

(請求手続)

第 25 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人					
1	女性疾病入院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 26 条 女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

別表1 対象となる女性疾病

対象となる女性疾病の範囲は、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性疾病に含めることがあります。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・膣	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	
○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の		
・真正赤血球増加症<多血症>	D45	
・骨髓異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の	
・乳房	D48.6	
血液の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害 (E00～E07) 中の	
	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮 (後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
	○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の	
	・卵巣機能障害	E28
○代謝障害 (E70～E90) 中の		
・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の		
・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
・治療後卵巣機能不全 (症)	E89.4	
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害 (M12) 中の	
・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー <Jaccoud> 病]	M12.0	
生殖器系の疾患	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害 (N80～N98) 中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸 (部) を除く	N85
	・子宮頸 (部) のびらんおよび外反 (症)	N86
	・子宮頸 (部) の異形成	N87
	・子宮頸 (部) のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
・女性不妊症	N97	
○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	O00～O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の		
・産科的破傷風	A34	

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設。

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当手術保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1条 特約の締結および責任開始時 | 第16条 遺言による受取人の変更 |
| 第2条 給付金の支払 | 第17条 受取人の死亡 |
| 第3条 特約保険料の払込免除 | 第18条 受取人による特約の存続 |
| 第4条 特約の取消および無効 | 第19条 特約の更新 |
| 第5条 告知義務および告知義務違反による解除 | 第20条 特約の契約者配当金 |
| 第6条 重大事由による解除 | 第21条 請求手続 |
| 第7条 手術給付金支払の時期および場所 | 第22条 時効 |
| 第8条 特約の保険期間および保険料の払込 | 第23条 管轄裁判所 |
| 第9条 特約の失効 | 第24条 主約款の規定の準用 |
| 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第11条 特約の復活 | 備考 |
| 第12条 特約の消滅とみなす場合 | 別表1 対象となる不慮の事故 |
| 第13条 特約の解約 | 別表2 給付倍率表 |
| 第14条 特約の解約払戻金 | 別表3 病院または診療所 |
| 第15条 受取人の変更 | |

無配当手術保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
手術	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病等により所定の手術を受けたとき	主契約の入院給付金日額に該当した手術に応ずる給付倍率を乗じて得た金額	手術給付金

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。 1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること (1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした手術であること (ア) 別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害 (イ) 疾病 (2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること 2. その手術が別表2の給付倍率表に定めるいずれかの手術であること 3. その手術が別表3に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における手術であること	手術給付金	手術1回について、主契約の入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率(別表2)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

② 次の各号のいずれかに該当する手術は、疾病を直接の原因とした手術とみなして本条の規定を適用します。

1. 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした手術
2. 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための手術。

③ 手術給付金の通算の支払限度は、手術給付金を支払う倍率を通算して 700 倍とします。また、第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

④ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表2の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、それらの手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

⑥ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれ

た保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、手術給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定めるいずれかの手術を受けたときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(手術給付金支払の時期および場所)

第7条 手術給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 手術給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から手術給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

- 支払事由に該当する事実の有無
2. 手術給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
手術給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは手術給付金の受取人の特約締結の目的もしくは手術給付金請求の意図に関する特約の締結時から手術給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金の受取人が被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は手術給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、手術給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第8条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料の払込猶予期間中にこの特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第12条** 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。
1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき。
 2. 第2条(給付金の支払)第3項の規定により、この特約の手術給付金の通算の支払限度に達したとき。この場合、その支

払限度に達する手術を受けた日の翌日に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 13 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 14 条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(受取人の変更)

第 15 条 手術給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 16 条 契約者は、遺言によっても、手術給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 17 条** 手術給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を手術給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により手術給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により手術給付金の受取人となった者のうち生存している他の手術給付金の受取人を手術給付金の受取人とします。
 - ③ 前2項により手術給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 18 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、手術給付金の支払事由が生じ、会社が手術給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、手術給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

- 第 19 条** この特約の保険期間が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。
- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 20 条 この特約に対する契約者配当金は、ありません。

(請求手続)

第 21 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の診 断書 ・証 明書	会社 所定 の手術 証明書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	手術給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 手術給付金の受取人に手術給付金を請求できない事情がある場合には、手術給付金の受取人の配偶者(配偶者がない場合には手術給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、手術給付金の受取人のために手術給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による手術給付金の請求に対して会社が手術給付金を手術給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して手術給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 22 条 手術給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 23 条 この特約における手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 24 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術などは、「治療を目的とした手術」には該当しません。
2. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付倍率表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～89.に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術(25 cm ² 未満は除く。)		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)		20
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)		20
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く。)		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術(手指・足指を除く。)		20
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)		10
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		50
§ 循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)		50
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		50
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20

手術番号	手術の種類	給付倍率
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	50
29.	胃切除術	50
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	50
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
42.	陰茎切断術	50
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	50
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	50
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	50
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	50
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剝離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剝離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	50
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	50
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10

手術番号	手術の種類	給付倍率
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	20
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	骨髄幹細胞採取手術	
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	20

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設。

無配当通院保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1条 特約の締結および責任開始時 | 第16条 受取人の変更 |
| 第2条 給付金の支払 | 第17条 遺言による受取人の変更 |
| 第3条 特約保険料の払込免除 | 第18条 受取人の死亡 |
| 第4条 特約の取消および無効 | 第19条 受取人による特約の存続 |
| 第5条 告知義務および告知義務違反による解除 | 第20条 特約の更新 |
| 第6条 重大事由による解除 | 第21条 契約者配当金 |
| 第7条 通院給付金支払の時期および場所 | 第22条 請求手続 |
| 第8条 特約の保険期間および保険料の払込 | 第23条 時効 |
| 第9条 特約の失効 | 第24条 管轄裁判所 |
| 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 | 第25条 主約款の規定の準用 |
| 第11条 特約の復活 | |
| 第12条 特約の消滅とみなす場合 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第13条 特約の解約 | |
| 第14条 特約の解約払戻金 | 備考 |
| 第15条 通院給付金日額の減額 | 別表1 通院 |
| | 別表2 病院または診療所 |

無配当通院保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。 1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。 2. その通院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること。 3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者の通院中に通院給付金日額の減額があった場合には、通院給付金の支払額は通院日各日現在の通院給付金日額に応じて計算します。
- ③ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
- 最終の入院(1回の入院の、入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
 - 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主契約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
- ⑤ 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑦ この特約による通院給付金の支払限度は次のとおりとします。
- 1回の入院(主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑧ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第6項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
- 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
 - 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、第1項にかかわらず、通院給付金は重複して支払いません。
- 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 - 被保険者が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。

- ⑫ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の、払込期月内の契約締当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、通院給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、

会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

- ② 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(通院給付金支払の時期および場所)

第7条 通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から通院給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。

1. 通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

通院給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から通院給付金請求時までににおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日

2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日

3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。

- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。

- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第12条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 主約款に規定される災害入院給付金または疾病入院給付金のいずれかが通算の支払限度に達したとき。
3. 第2条(給付金の支払)第7項第2号の規定により、この特約の通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第14条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(通院給付金日額の減額)

第15条 契約者は、この特約の通院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約の通院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。

② 主契約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されます。

(受取人の変更)

第16条 通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第17条 契約者は、遺言によっても、通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第18条 通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を通院給付金の受取人としてします。

② 前項の規定により通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の通院給付金の受取人を通院給付金の受取人としてします。

③ 前2項により通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第19条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、通院給付金の支払事由が生じ、会社が通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、通院給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第20条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)、および第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第21条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第22条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	通院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	通院給付金日額の減額	○	○	○	○								

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第23条 通院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当災害通院保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1条 特約の締結および責任開始時 | 第17条 遺言による受取人の変更 |
| 第2条 給付金の支払 | 第18条 受取人の死亡 |
| 第3条 特約保険料の払込免除 | 第19条 受取人による特約の存続 |
| 第4条 特約の取消および無効 | 第20条 特約の更新 |
| 第5条 告知義務および告知義務違反による解除 | 第21条 契約者配当金 |
| 第6条 重大事由による解除 | 第22条 請求手続 |
| 第7条 災害通院給付金支払の時期および場所 | 第23条 時効 |
| 第8条 特約の保険期間および保険料の払込 | 第24条 管轄裁判所 |
| 第9条 特約の失効 | 第25条 主約款の規定の準用 |
| 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第11条 特約の復活 | 備考 |
| 第12条 特約の消滅とみなす場合 | 別表1 対象となる不慮の事故 |
| 第13条 特約の解約 | 別表2 通院 |
| 第14条 特約の解約払戻金 | 別表3 病院または診療所 |
| 第15条 災害通院給付金日額の減額 | |
| 第16条 受取人の変更 | |

無配当災害通院保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として通院した場合に、通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とする別表2に定める通院(往診を含み、以下「通院」といいます。)であること。</p> <p>2. 不慮の事故の日を含めて 180 日以内の期間の通院であること。</p> <p>3. 治療を目的として別表3に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。)への通院であること。</p>	災害通院給付金	災害通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの</p>

- ② 被保険者の通院中に災害通院給付金日額の減額があった場合には、災害通院給付金の支払額は通院日各日現在の災害通院給付金日額に応じて計算します。
- ③ 会社は、いかなる場合においても、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、災害通院給付金を支払いません。
- ④ この特約による災害通院給付金の支払限度は次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による通院についての支払限度は、災害通院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。) 90 日とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して 700 日とします。
- ⑤ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - 1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 - 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑥ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、災害通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波
 - 2. 戦争その他の変乱

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の、払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 災害通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、災害通院

給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害通院給付金および払込を免除する特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 災害通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに災害通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(災害通院給付金支払の時期および場所)

第7条 災害通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 災害通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から災害通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 災害通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 災害通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
災害通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは災害通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは災害通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から災害通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める

日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90 日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された地域における調査 60 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は災害通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、災害通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第12条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 第2条(給付金の支払)第4項第2号の規定により、この特約の災害通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第14条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(災害通院給付金日額の減額)

第 15 条 契約者は、この特約の災害通院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約の災害通院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。この場合、減額分については解約したものととして取り扱います。

② 主契約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の災害通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されません。

(受取人の変更)

第 16 条 災害通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 17 条 契約者は、遺言によっても、災害通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 18 条 災害通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害通院給付金の受取人とします。

② 前項の規定により災害通院給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により災害通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の災害通院給付金の受取人を災害通院給付金の受取人とします。

③ 前2項により災害通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 19 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害通院給付金の支払事由が生じ、会社が災害通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害通院給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 20 条 この特約の保険期間が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)、第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(契約者配当金)

第 21 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第22条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 取 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人		
1	災害通院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本 不慮の事故であることを証する書 類
2	災害通院給付金日額の減額	○	○	○	○							

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第23条 災害通院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における災害通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表3に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当特定疾病診断特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 特定疾病診断給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患し、医師に診断確定されたことによる無効
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特定疾病診断給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 給付金額の減額
- 第18条 受取人の変更

- 第19条 遺言による受取人の変更
- 第20条 受取人の死亡
- 第21条 受取人による特約の存続
- 第22条 特約の更新
- 第23条 契約者配当金
- 第24条 指定代理請求人の変更
- 第25条 請求手続
- 第26条 時効
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第29条 主約款の規定の準用
- 第30条 無配当災害割増保障特約02等が主契約に付加されている場合の特別取扱

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 公的医療保険制度
- 別表4 医科診療報酬点数表

無配当特定疾病診断特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに、特定疾病診断給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の特定疾病診断給付金の支払は次のとおりです。

診断給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
<p>1.</p> <p>(1) 被保険者が責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後、この特約の保険期間中に初めて(責任開始時前の期間を含めて初めてとします。)別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)</p> <p>(2) (1)に該当した場合でも、責任開始日からその日を含めて90日以内に別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特定疾病診断給付金を支払いません。ただし、責任開始日を含めて90日経過後、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特定疾病診断給付金を支払います。</p> <p>2. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>(1) 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の作業では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(2) 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表2に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表3に定める公的医療保険制度に基づく別表4に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>(3) 別表1に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(4) 別表1に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表2に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表3に定める公的医療保険制度に基づく別表4に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p>	特定疾病診断給付金	特定疾病診断給付金額	契約者

- ② 第1項に定める急性心筋梗塞診療開始日から、その日を含めて60日を経過するまでに、被保険者が別表1に定める急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合で、第1項第2号の(1)に定める「労働の制限を必要とする状態」が被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、特定疾病診断給付金を契約者に支払います。
- ③ 第1項に定める脳卒中診療開始日から、その日を含めて60日を経過するまでに、被保険者が別表1に定める脳卒中を直接の原因として死亡した場合で、第1項第2号の(3)に定める「言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症」が被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、特定疾病診断給付金を契約者に支払います。
- ④ この特約の保険期間が定期型(以下「定期型」といいます。)の場合、この特約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1項第2号の(1)または(3)に定める特定疾病診断給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したもとして第1項の規定を適用します。
- ⑤ 特定疾病診断給付金の受取人である被保険者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)が特定疾病診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第24条(指定代理請求人の変更)の規定により変更指定した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が第25条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特定疾病診断給付金の受取人の代理人として特定疾病診断給付金を請求することができます。ただし、特定疾病診断給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑥ 前項の規定により、会社が特定疾病診断給付金を特定疾病診断給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特定疾病診断給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に別表1に定める急性心筋梗塞または脳卒中により特定疾病診断給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特定疾病診断給付金の支払による特約の消滅)

第3条 会社が特定疾病診断給付金を支払った場合は、被保険者が特定疾病診断給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅したものとみなします。

(責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患し、医師に診断確定されたことによる無効)

第4条 被保険者が、責任開始日からその日を含めて90日以内に別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたために、特定疾病診断給付金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし第7条(告知義務および告知義務違反による解除)または第8条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除されることを除きます。

② 第1項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、既に払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③ 特定疾病診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特定疾病診断給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特定疾病診断給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したときまたは特定疾病診断給付金の支払事由に規定する状態に該当したときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(特定疾病診断給付金および払込を免除する特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 特定疾病診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特定疾病診断給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特定疾病診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特定疾病診断給付金支払の時期および場所)

第9条 特定疾病診断給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 特定疾病診断給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特定疾病診断給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定疾病診断給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 特定疾病診断給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 特定疾病診断給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特定疾病診断給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特定疾病診断給付金の受取人の特約締結の目的もしくは特定疾病診断給付金請求の意図に関する特約の締結時から特定疾病診断給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定疾病診断給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特定疾病診断給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特定疾病診断給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病診断給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特定疾病診断給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 12 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 11 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 12 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特定疾病診断給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第 13 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 14 条 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(給付金額の減額)

第 17 条 契約者は、この特約の特定疾病診断給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約特定疾病診断給付金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、特定疾病診断給付金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 18 条 特定疾病診断給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 19 条 契約者は、遺言によっても、特定疾病診断給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 20 条 特定疾病診断給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特定疾病診断給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により特定疾病診断給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特定疾病診断給付金の受取人となった者のうち生存している他の特定疾病診断給付金の受取人を特定疾病診断給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により特定疾病診断給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 21 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす特定疾病診断給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特定疾病診断給付金の支払事由が生じ、会社が特定疾病診断給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の

限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特定疾病診断給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 22 条 この特約が定期型で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 第1項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 23 条 この特約の契約者配当金はありません。

(指定代理請求人の変更)

第 24 条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(請求手続)

第 25 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の手術証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	特定疾病診断給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	特定疾病診断給付金の減額	○	○	○	○								
3	特定疾病診断給付金の指定代理請求	○	○	○						○	○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍抄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
4	指定代理請求人の変更	○	○		○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
 ③ 第1項の3の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第 26 条 特定疾病診断給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における特定疾病診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第 28 条 会社は、別表3に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を別表3に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
 ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知しま

す。

- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(主約款の規定の準用)

第 29 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(無配当災害割増保障特約02等が主契約に付加されている場合の特別取扱)

第 30 条 この特約が付加されている主契約に、無配当災害割増保障特約02、無配当死亡保障特約02(定期型)もしくは無配当死亡保障特約02(終身型)(以下本条において「無配当災害割増保障特約02等」といいます。)があわせて付加されている場合で、第2条(給付金の支払)第2項および第3項の規定に基づいて特定疾病診断給付金を支払うとき、当該条項にかかわらず、特定疾病診断給付金の受取人は無配当災害割増保障特約02等の特約保険金受取人とします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

無配当特定損傷保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1条 特約の締結および責任開始時 | 第17条 受取人の変更 |
| 第2条 特定損傷給付金の支払 | 第18条 遺言による受取人の変更 |
| 第3条 特定損傷給付金の請求手続 | 第19条 受取人の死亡 |
| 第4条 特約保険料の払込免除 | 第20条 受取人による特約の存続 |
| 第5条 特約の取消および無効 | 第21条 特約の中途付加に関する取扱 |
| 第6条 告知義務違反による解除 | 第22条 特約の更新 |
| 第7条 重大事由による解除 | 第23条 契約者配当金 |
| 第8条 特定損傷給付金支払の時期および場所 | 第24条 時効 |
| 第9条 特約の保険期間および保険料の払込 | 第25条 管轄裁判所 |
| 第10条 特約の失効 | 第26条 主約款の規定の準用 |
| 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第12条 特約の復活 | 別表1 対象となる不慮の事故 |
| 第13条 特約の消滅とみなす場合 | 別表2 対象となる特定損傷 |
| 第14条 特約の解約 | 別表3 病院または診療所 |
| 第15条 特約の解約払戻金 | 別表4 治療 |
| 第16条 特定損傷給付金額の減額 | |

無配当特定損傷保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特定損傷給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次の治療を受けたとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による別表2に定める特定損傷に対して受けた治療であること 2. その治療が1.の事故の日を含めて180日以内に受けた治療であること 3. その治療が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める治療であること	特定損傷給付金	特定損傷給付金額	契約者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

- ② 前項の規定により特定損傷給付金が支払われた場合には、その支払後に特定損傷給付金の支払原因となった同一の不慮の事故により特定損傷給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、この特約による特定損傷給付金の支払は、支払回数を通算して10回をもって限度とします。
- ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特定損傷給付金の請求手続)

第3条 契約者または被保険者は、前条に規定する特定損傷給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、被保険者が前条に規定する特定損傷給付金支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して特定損傷給付金を請求してください。
1. 特定損傷給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実

を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ③ 特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特定損傷給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特定損傷給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(特定損傷給付金の支払)に定める特定損傷の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(特定損傷給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特定損傷給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。

(特定損傷給付金支払の時期および場所)

第8条 特定損傷給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 特定損傷給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特定損傷給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 特定損傷給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特定損傷給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特定損傷給付金の受取人の特約締結の目的もしくは特定損傷給付金請求の意図に関する特約の締結時から特定損傷給付金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特定損傷給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内であるものとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 第2条(特定損傷給付金の支払)第3項の規定により、特定損傷給付金の支払回数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 15 条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特定損傷給付金額の減額)

第 16 条 契約者はこの特約の特定損傷給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって特定損傷給付金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 17 条 特定損傷給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 18 条 契約者は、遺言によっても、特定損傷給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 19 条 特定損傷給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特定損傷給付金の受取人とします。

② 前項の規定により特定損傷給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特定損傷給付金の受取人となった者のうち生存している他の特定損傷給付金の受取人を特定損傷給付金の受取人とします。

③ 前2項により特定損傷給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 20 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特定損傷給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること

2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特定損傷給付金の支払事由が生じ、会社が特定損傷給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特定損傷給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の中途付加に関する取扱)

第 21 条 第2条(特定損傷給付金の支払)第3項に規定する特定損傷給付金の支払限度には、この特約を付加する前に主契約に付加されていた無配当特定損傷特約により支払われた特定損傷給付金の支払回数を含みます。

(特約の更新)

第 22 条 この特約の保険期間が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。ただし、更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社所定の年齢を超える場合には、この特約は更新できません。

② 更新後のこの特約の特定損傷給付金額は更新前の特定損傷給付金額と同額とします。

③ 前2項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(特定損傷給付金の支払)、第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 23 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 24 条 特定損傷給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 対象となる特定損傷

対象となる「特定損傷」とは、次のいずれかをいいます。

- 骨折
- 関節脱臼
- 腱の断裂

備考

- 骨折
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
- 関節脱臼
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 腱の断裂
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)をいいます。

無配当退院費用保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 退院給付金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の消滅とみなす場合
- 第13条 特約の解約

- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 退院給付金額の変更
- 第16条 受取人の変更
- 第17条 遺言による受取人の変更
- 第18条 受取人の死亡
- 第19条 受取人による特約の存続
- 第20条 特約の更新
- 第21条 特約の契約者配当金
- 第22条 請求手続
- 第23条 時効
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

無配当退院費用保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の入院をした後生存して退院したときに、退院給付金を支払うことにより、その経済的負担を軽減することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
被保険者が次のいずれにも該当したとき。 (1) 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する災害入院給付金、疾病入院給付金および三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院が2日以上継続した後に退院していること (2) 退院のとき生存していること	退院給付金	入院1回につき、支払事由に該当する入院の退院日における主契約の入院給付金日額に2を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、主約款に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、主約款に規定する疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ③ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、主約款に規定する災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ この特約の保険期間が定期型の場合で、被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑤ 退院給付金の支払は、通算して主契約の入院給付金日額(主契約の入院給付金日額を減額した保険契約については減額後の、増額した保険契約については増額後の主契約の入院給付金日額とします。)の20倍を限度とします。
- ⑥ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれていた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免責事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、退院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(退院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、退院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。退院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱

います。

- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(退院給付金支払の時期および場所)

第7条 退院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 退院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から退院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、退院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。

1. 退院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 退院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

退院給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは退院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは退院給付金請求の意図に関する特約の締結時から退院給付金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、退院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日

2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日

3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 90日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または退院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または退院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は退院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、退院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。

- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。

- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による退院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による退院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由

の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第 11 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 第2条(給付金の支払)第5項の規定によりこの特約により、この特約の退院給付金の通算の支払限度に達したとき。この場合、その支払限度に達する退院をした日の翌日に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 13 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 14 条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(退院給付金額の変更)

第 15 条 この特約の退院給付金額のみを変更することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約の退院給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、主契約の入院給付金日額が減額された場合には、減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 16 条 退院給付金の受取人については契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 17 条 契約者は、遺言によっても、退院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 18 条 退院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を退院給付金の受取人としてします。

- ② 前項の規定により退院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により退院給付金の受取人となった者のうち生存している他の退院給付金の受取人を退院給付金の受取人としてします。
- ③ 前2項により退院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 19 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす退院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、退院給付金の支払事由が生じ、会社が退院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、退院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 20 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 21 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 22 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 險 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人					
1	退院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 23 条 退院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 24 条 この特約における退院給付金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

特定疾病診断保険料免除特約02条項 目次

(この特約の概要)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険料払込の免除
- 第3条 責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患し、診断確定されたことによる無効
- 第4条 保険料率
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 保険料払込免除の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険料免除事由の発生と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約

- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 特約の契約者配当金
- 第17条 主契約に付加されているその他の特約の取扱
- 第18条 請求手続
- 第19条 時効
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更
- 第22条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 公的医療保険制度
- 別表4 医科診療報酬点数表

特定疾病診断保険料免除特約02条項

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(保険料払込の免除)

- 第2条 主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が、主契約の保険料払込期間中につきの各号のいずれかの事由(以下「この特約の保険料払込免除事由」といいます。)に該当したとき(主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める主契約の保険料払込免除事由に該当したときを除きます。)は、会社は、直後に到来する主約款第13条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の主契約の保険料(ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間にこの特約の払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含まれます。)の払込を免除します。

1.

- (1) 被保険者が責任開始時以後、この特約の保険期間中に初めて(責任開始時前の期間を含めて初めてとします。)別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)
- (2) (1)に該当した場合でも、責任開始時の属する日(以下「責任開始日」といいます。)からその日を含めて90日以内に別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、主契約の保険料(以下「保険料」といいます。)の払込を免除しません。ただし、責任開始日を含めて90日経過後、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。

2. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。

- (1) 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の作業では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。
- (2) 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき
 - (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術
 - (イ) 別表2に定める病院または診療所における手術
 - (ウ) 別表3に定める公的医療保険制度に基づく別表4に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列

挙げられている手術

- (3) 別表1に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
 - (4) 別表1に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき
 - (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術
 - (イ) 別表2に定める病院または診療所における手術
 - (ウ) 別表3に定める公的医療保険制度に基づく別表4に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
- ② 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に別表1に定める急性心筋梗塞または脳卒中によりこの特約の保険料払込免除事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、前項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患し、診断確定されたことによる無効)

- 第3条** 被保険者が、責任開始日からその日を含めて90日以内に別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたために、主契約の保険料が免除されない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし第6条(告知義務および告知義務違反による解除)または第7条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除される場合を除きます。
- ② 第1項の規定によりこの特約が無効とされた場合、保険契約締結時(復活が行なわれた場合には最後の復活時)とします。以下同じ。)からこの特約が付加されなかったものとして計算された保険料に変更します。その場合、保険契約締結時から払い込まれたこの保険契約の保険料のうち、変更後の保険料との差額を契約者に払い戻します。

(保険料率)

- 第4条** この特約が付加される場合、主契約および主契約に付加されるその他の特約(以下「主契約等」といいます。)には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

(特約の取消および無効)

- 第5条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、この特約が付加されなかったものとして計算された主契約等の保険料に変更し、その差額は払い戻しません。
- ② 契約者が保険料を不法に免除させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、この特約が付加されなかったものとして計算された主契約等の保険料に変更し、その差額は払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

- 第6条** この特約の締結または復活の際、この特約の保険料払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求したまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したとき、またはこの特約の保険料払込免除事由に規定する状態に該当したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者または被保険者が保険料を免除させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 保険料払込免除の請求に関し、契約者の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(保険料払込免除の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の保険料払込免除の場合に準用します。

(特約の保険期間)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険料免除事由の発生と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約の保険料の払込免除事由が発生した場合には、第2条(保険料払込の免除)の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額が払い込まれるまで保険料の免除をしません。

- ② この保険契約に無配当特定疾病診断特約02が併せて付加されている場合で、特定疾病診断給付金が支払われるとき、会社は前項の未払込保険料を、その特定疾病診断給付金と相殺し、この特約による保険料の払込免除を行なうことができますものとして扱います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に請求があったものとして扱います。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第14条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の契約者配当金)

第16条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(主契約に付加されているその他の特約の取扱)

第17条 主契約に付加されているその他の特約の特約条項における特約保険料の払込免除に関する規定中「主約款」とあるのは「主約款または特定疾病診断保険料免除特約02条項」と読み替えます。

(請求手続)

第 18 条 この特約に基づく保険料の払込免除の請求については、次に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	保険料の払込免除	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の規定にかかわらず、主契約に無配当特定疾病診断特約02が付加されている場合で、この特約の保険料払込免除事由に該当し、かつ、無配当特定疾病診断特約02において特定疾病診断給付金の請求があったときは、保険料の払込免除について契約者から請求があったものとして取り扱います。

(時効)

第 19 条 保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 20 条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

第 21 条 会社は、別表3に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料の払込免除事由を別表3に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「保険料の払込免除事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の保険料の払込免除事由を改めます。

③ 本条の規定によりこの特約の保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

無配当ファミリー医療特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の型
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 ファミリー入院給付金の型
- 第6条 ファミリー入院給付金の支払限度
- 第7条 ファミリー入院給付金日額
- 第8条 給付金の支払
- 第9条 特約消滅後入院の特別取扱
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 特約の取消および無効
- 第12条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 ファミリー入院給付金支払の時期および場所
- 第15条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第16条 特約の失効
- 第17条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の消滅とみなす場合

- 第20条 特約の解約
- 第21条 特約の解約払戻金
- 第22条 ファミリー入院給付金日額の変更
- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 特約の更新
- 第28条 契約者配当金
- 第29条 請求手続
- 第30条 時効
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当ファミリー医療特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の、被保険者の妻または満20歳未満の子が、疾病あるいは不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じてファミリー災害入院給付金またはファミリー疾病入院給付金(以下「ファミリー入院給付金」といいます。)を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の型)

第2条 契約者は、この特約の締結の際、次の、被保険者の型のいずれかを指定してください。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻型	妻
子型	子

(特約の被保険者の範囲)

第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者となります。

1. 妻型
主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)
2. 子型
主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかに該当したときは、該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 1. この特約の締結後に戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなったとき。
 2. 子が満20歳になったとき。(「子型」の場合)

(ファミリー入院給付金の型)

第5条 契約者は、この保険契約締結の際、ファミリー災害入院給付金およびファミリー疾病入院給付金の支払限度に応じて会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 60日型
2. 124日型
3. 365日型

(ファミリー入院給付金の支払限度)

第6条 ファミリー入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について、前条に定めるファミリー入院給付金の型により次のとおりとします。この場合、ファミリー災害入院給付金の1回の入院は、別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とし、かつ同一の不慮の事故による1回の入院とします。

ファミリー入院給付金の型	支払限度日数			
	ファミリー災害入院給付金		ファミリー疾病入院給付金	
	1回の入院	通算	1回の入院	通算
60日型	60日	500日	60日	500日
124日型	124日	1000日	124日	1000日
365日型	365日	1000日	365日	1000日

- ② 子型において、複数の子が被保険者となる場合、すべての子の合計のファミリー入院給付金の支払限度は、60日型の場合は通算1,000日、124日型および365日型の場合は通算2,000日とします。その際、前項に定める支払限度日数に達していない被保険者がいる場合においても同様とします。

(ファミリー入院給付金日額)

第7条 この特約による各被保険者のファミリー入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた主契約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第8条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院であること。 (2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。 (3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。 (4) その入院が2日以上継続した入院であること。 (5) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること。	ファミリー災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、ファミリー入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または主契約の被保険者もしくはは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本項において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失 2. 当該被保険者の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>(1) その入院がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること。</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(3) その入院が2日以上継続した入院であること。</p> <p>(4) その入院が別表2に定める病院における入院であること。</p>	ファミリー疾病入院給付金	入院1回につき、ファミリー入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくは当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 当該被保険者の薬物依存</p>

- ② 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
- 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院。
 - 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院。
 - 責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
- ③ この特約の同一の被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、ファミリー疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、ファミリー疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ この特約の同一の被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、ファミリー災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ⑤ この特約の同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対するファミリー災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の、不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対するファミリー災害入院給付金は支払われません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故によりファミリー災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故によりファミリー災害入院給付金を支払います。
- ⑥ 会社は、この特約の同一の被保険者が疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 次のいずれの場合でも、会社は、第1項にかかわらず、ファミリー災害入院給付金とファミリー疾病入院給付金を重複しては支払いません。
- ファミリー災害入院給付金が支払われる入院中に、ファミリー疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、ファミリー災害入院給付金が支払われる期間に対しては、ファミリー疾病入院給付金は支払いません。
 - ファミリー疾病入院給付金が支払われる入院中に、ファミリー災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、ファミリー災害入院給付金が支払われる期間に対しては、ファミリー疾病入院給付金は支払いません。その場合のファミリー災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑧ この特約の同一の被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ この特約の同一の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にファミリー疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院によりファミリー疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑪ この特約の被保険者の入院中にファミリー入院給付金日額の減額があった場合には、ファミリー入院給付金の支払額は各日現在のファミリー入院給付金日額に応じて計算します。
- ⑫ 次の各号のいずれかにより入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、ファミリー入院給付金を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(特約消滅後入院の特別取扱)

第9条 この特約の被保険者が前条に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が定期型(以下「定期型」といいます。)の場合で、この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算の支払限度に達したこと(主契約に三大疾病入院給付金支払特則が付加されている場合を除きます。)によって、第19条(特約の消滅とみなす場合)第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第11条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第12条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ ファミリー入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、ファミリー入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、ファミリー入院給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第8条(給付金の支払)に定める入院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 13 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ファミリー入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② ファミリー入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ファミリー入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにファミリー入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ファミリー入院給付金支払の時期および場所)

第 14 条 ファミリー入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ファミリー入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からファミリー入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ファミリー入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. ファミリー入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ファミリー入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ファミリー入院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくはファミリー入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはファミリー入院給付金請求の意図に関する特約の締結時からファミリー入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ファミリー入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者またはファミリー入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者またはファミリー入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はフ

ファミリー入院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ファミリー入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第15条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約によるファミリー入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第17条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第16条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第17条 保険料の払込猶予期間中に、この特約によるファミリー入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第18条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第19条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が主契約の被保険者の死亡および解約その他の事由によって消滅したとき。
 2. 第4条(特約の被保険者資格の得喪)第3項の規定により、妻が被保険者の資格を喪失したとき。(「妻型」の場合)
 3. 第4条第3項の規定により、すべての子が被保険者の資格を喪失したとき。(「子型」の場合)
 4. 第6条(ファミリー入院給付金の支払限度)の規定により、この特約の被保険者である妻のファミリー入院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。(「妻型」の場合)
 5. 第6条の規定により、この特約の被保険者であるすべての子のファミリー入院給付金の支払日数累計が通算の支払限度に達したとき。(「子型」の場合)
- ② 第1項の第2号または第3号に該当したとき、契約者は、すみやかに会社に通知してください。

(特約の解約)

第20条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第21条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(ファミリー入院給付金日額の変更)

第22条 この特約のファミリー入院給付金日額のみの変更は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、この特約による各被保険者のファミリー入院給付金日額も同時に同じ割合で減額するものとします。
- ③ 前項の規定によってファミリー入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱いません。

(受取人の変更)

第23条 ファミリー入院給付金の受取人については主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 契約者は、遺言によっても、ファミリー入院給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 25 条 ファミリー入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をファミリー入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりファミリー入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりファミリー入院給付金の受取人となった者のうち生存している他のファミリー入院給付金の受取人をファミリー入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりファミリー入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 26 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすファミリー入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、ファミリー入院給付金の支払事由が生じ、会社がファミリー入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ファミリー入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 27 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 第1項の規定によってこの特約が更新された場合に、ファミリー入院給付金の支払限度(第6条)、給付金の支払(第8条)、および特約保険料の払込免除(第10条)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 28 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 29 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	この特約の被保険者	受取人	この特約の被保険者	受取人			
1	ファミリー災害入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	ファミリー疾病入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	被保険者の資格喪失	○	○	○	○				○				

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 30 条 ファミリー入院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 31 条 この特約におけるファミリー入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 32 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当ファミリー手術保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の型
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 ファミリー手術給付金の給付限度
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 特約の取消および無効
- 第9条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 ファミリー手術給付金支払の時期および場所
- 第12条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第13条 特約の失効
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 特約の復活
- 第16条 特約の消滅とみなす場合
- 第17条 特約の解約

- 第18条 特約の解約払戻金
- 第19条 ファミリー手術給付金額の変更
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 特約の更新
- 第25条 契約者配当金
- 第26条 請求手続
- 第27条 時効
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付倍率表
- 別表3 病院または診療所

無配当ファミリー手術保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の、被保険者の妻または満 20 歳未満の子が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、無配当手術保障特約02とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の型)

第2条 契約者は、この特約の締結の際、次の、被保険者の型のいずれかを指定してください。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻型	妻
子型	子

(特約の被保険者の範囲)

第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者とします。

1. 妻型
主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)
2. 子型
主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過

した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかに該当したときは、該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
1. この特約の締結後に戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなったとき。
 2. 子が満20歳になったとき。(「子型」の場合)

(給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした手術であること。 (ア) 別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害 (イ) 疾病 (2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みません。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること。 2. その手術が別表2の給付倍率表に定めるいずれかの手術であること。 3. その手術が別表3に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における手術であること。 	ファミリー手術給付金	手術1回について主契約の入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率(別表2)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者または主契約の被保険者もしくは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本項において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失 2. 当該被保険者の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 当該被保険者の薬物依存

- ② 次の各号のいずれかに該当する手術は、疾病を直接の原因とした手術とみなして本条の規定を適用します。
1. 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした手術
 2. 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための手術。
- ③ 会社は、この特約の同一の被保険者が、時期を同じくして別表2の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみファミリー手術給付金を支払います。
- ④ この特約の同一の被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑤ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にファミリー手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑥ 次の各号のいずれかによって手術を受けたこの特約の、被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じてファミリー手術給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(ファミリー手術給付金の給付限度)

第6条 この特約によるファミリー手術給付金の支払は同一の被保険者について、ファミリー手術給付金を支払う倍率を通算して420倍を限度とします。ただし、子型の場合、すべての子についてのファミリー手術給付金の支払は通算して840倍を限度とします。また、第5条(給付金の支払)第1項第1号(2)の規定によるファミリー手術給付金の支払は同一の被保険者について1回のみとします。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の、払込期月内の契約締当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
③ ファミリー手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、ファミリー手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、ファミリー手術給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第5条(給付金の支払)に定めるいずれかの手術を受けたときを除きます。
⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
⑥ 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ファミリー手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に

実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② ファミリー手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ファミリー手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにファミリー手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ファミリー手術給付金支払の時期および場所)

第11条 ファミリー手術給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ファミリー手術給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からファミリー手術給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ファミリー手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. ファミリー手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ファミリー手術給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ファミリー手術給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくはファミリー手術給付金の受取人の特約締結の目的もしくはファミリー手術給付金請求の意図に関する特約の締結時からファミリー手術給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ファミリー手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者またはファミリー手術給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者またはファミリー手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はファミリー手術給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ファミリー手術給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第12条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合は、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料(主契約に付加されている無配当手術保障特約02の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約によるファミリー手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第14条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第14条 保険料の払込猶予期間中に、この特約によるファミリー手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第15条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第16条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

- 1. 主契約または無配当手術保障特約02が主契約の被保険者の死亡および解約その他の事由によって消滅したとき。
 - 2. 第4条(特約の被保険者資格の得喪)第3項の規定により、妻が被保険者の資格を喪失したとき。(「妻型」の場合)
 - 3. 第4条第3項の規定により、すべての子が被保険者の資格を喪失したとき。(「子型」の場合)
 - 4. 第6条(ファミリー手術給付金の給付限度)の規定により、この特約によるファミリー手術給付金の支払が通算の支払限度に達したとき
- ② 第1項の第2号または第3号に該当したときは、契約者はすみやかに会社に通知してください。

(特約の解約)

第17条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第18条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(ファミリー手術給付金額の変更)

第19条 この特約のファミリー手術給付金額のみの変更は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、この特約による各被保険者のファミリー手術給付金額も同時に同じ割合で減額するものとします。
- ③ 前項の規定によってファミリー手術給付金額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。

(受取人の変更)

第20条 ファミリー手術給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第21条 契約者は、遺言によっても、ファミリー手術給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第22条 ファミリー手術給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をファミリー手術給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりファミリー手術給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりファミリー手術給付金の受取人となった者のうち生存している他のファミリー手術給付金の受取人をファミリー手術給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりファミリー手術給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第23条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすファミリー手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、ファミリー手術給付金の支払事由が生じ、会社がファミリー手術給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ファミリー手術給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 24 条 この特約の保険期間が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 第1項の規定によってこの特約が更新された場合に、給付金の支払(第5条)、ファミリー手術給付金の給付限度(第6条)および特約保険料の払込免除(第7条)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 25 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 26 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の手術証明書	その他の書類
					契約者	受取人	この特約の被保険者	受取人	この特約の被保険者	受取人			
1	ファミリー手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	被保険者の資格喪失	○	○	○	○				○				会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(時効)

第 27 条 ファミリー手術給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約におけるファミリー手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 29 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容

については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付倍率表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～89.に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術(25 cm ² 未満は除く。)		20
2. 乳房切断術		20
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)		20
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)		20
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術(手指・足指を除く。)		20
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)		10
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)		10
§呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		50
§循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)		50
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		50
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20

手術番号	手術の種類	給付倍率
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	50
29.	胃切除術	50
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹を伴うもの。)	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	50
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
42.	陰茎切断術	50
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	50
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・陰脱手術	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	50
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	50
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	50
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	50
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	50
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10

手術番号	手術の種類	給付倍率
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	20
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	骨髄幹細胞採取手術	
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	20

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設。

無配当ファミリー通院保障特約02条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の型
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 ファミリー通院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 特約消滅後の通院の特別取扱
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 特約の取消および無効
- 第10条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 ファミリー通院給付金支払の時期および場所
- 第13条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第14条 特約の失効
- 第15条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第16条 特約の復活
- 第17条 特約の消滅とみなす場合

- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の解約払戻金
- 第20条 ファミリー通院給付金日額の減額
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人の死亡
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 特約の更新
- 第26条 契約者配当金
- 第27条 請求手続
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所

無配当ファミリー通院保障特約02条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の、被保険者の妻または満20歳未満の子が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、無配当ファミリー医療特約02(以下「主特約」といいます。)および無配当通院保障特約02とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の型)

第2条 契約者は、この特約の締結の際、次の、被保険者の型のいずれかを指定してください。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻型	妻
子型	子

(特約の被保険者の範囲)

第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者とします。

1. 妻型
主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)
2. 子型
主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条** この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかに該当したときは、該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
1. この特約の締結後に戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなったとき。
 2. 子が満20歳になったとき。(「子型」の場合)

(ファミリー通院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者のファミリー通院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当通院保障特約02の通院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。 2. その通院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること。 3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。 	ファミリー通院給付金	1回の入院の退院後の通院につきファミリー通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者または主契約の被保険者もしくは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本項において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失 2. 当該被保険者の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 当該被保険者の薬物依存

- ② この特約の被保険者の通院中にファミリー通院給付金日額の減額があった場合には、ファミリー通院給付金の支払額は通院日各日現在のファミリー通院給付金日額に応じて計算します。
- ③ この特約の同一の被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
1. 最終の入院(1回の入院の、入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
 2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ④ この特約の同一の被保険者が、その被保険者について入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらずファミリー通院給付金は支払いません。
- ⑤ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定にする入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑥ この特約によるファミリー通院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。
1. 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(ファミリー通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
 3. すべての子についてのファミリー通院給付金の通算の支払限度は、通算1,400日とします。(「子型」の場合)
- ⑦ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第5項の規定によりファミリー通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
1. 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
 2. 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。

- ⑧ この特約の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にファミリー通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、ファミリー通院給付金は重複して支払いしません。
1. この特約の同一の被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 2. この特約の同一の被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑪ この特約の被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院したこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、ファミリー通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(特約消滅後の通院の特別取扱)

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が定期型(以下「定期型」といいます。)の場合で、この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡したことによって第17条(特約の消滅とみなす場合)第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
4. この特約の被保険者である子が、満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の、払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第9条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第10条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ③ ファミリー通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、ファミリー通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、ファミリー通院給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をするのを妨げたとき。
3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条（給付金の支払）に定める通院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

（重大事由による解除）

第 11 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（ファミリー通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② ファミリー通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ファミリー通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにファミリー通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

（ファミリー通院給付金支払の時期および場所）

第 12 条 ファミリー通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ファミリー通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からファミリー通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ファミリー通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. ファミリー通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ファミリー通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ファミリー通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくはファミリー通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはファミリー通院給付金請求の意図に関する特約の締結時からファミリー通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ファミリー通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分

析または鑑定 90日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者またはファミリー通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者またはファミリー通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はファミリー通院給付金を支払いません。
 - ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ファミリー通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第13条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料(主契約に付加されている主特約および無配当通院保障特約02の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約によるファミリー通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第14条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第15条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約によるファミリー通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

- 第16条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第17条** 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約、主特約または無配当通院保障特約02が主契約の被保険者の死亡および解約その他の事由によって消滅したとき。
 2. 第4条(特約の被保険者資格の得喪)第3項の規定により、妻が被保険者の資格を喪失したとき。「(妻型)」の場合
 3. 第4条第3項の規定により、すべての子が被保険者の資格を喪失したとき。「(子型)」の場合
 4. 第6条(給付金の支払)第6項の規定により、この特約の被保険者である妻のファミリー通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき「(妻型)」の場合
 5. 第6条第6項の規定により、この特約の被保険者であるすべての子のファミリー通院給付金の支払日数累計が通算の支払限度に達したとき。「(子型)」の場合
- ② 第1項の第2号または第3号に該当したとき、契約者は、すみやかに会社に通知してください。

(特約の解約)

- 第18条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

- 第19条** この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(ファミリー通院給付金日額の減額)

第20条 この特約のファミリー通院給付金日額のみ減額は取り扱いません。

- ② 無配当通院保障特約02の規定によって、通院給付金日額が減額された場合には、この特約による各被保険者のファミリー通院給付金日額も同時に同じ割合で減額するものとします。
- ③ 前項の規定によってファミリー通院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したもとして取り扱いません。

(受取人の変更)

第21条 ファミリー通院給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第22条 契約者は、遺言によっても、ファミリー通院給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第23条 ファミリー通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をファミリー通院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりファミリー通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりファミリー通院給付金の受取人となった者のうち生存している他のファミリー通院給付金の受取人をファミリー通院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりファミリー通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第24条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たすファミリー通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、ファミリー通院給付金の支払事由が生じ、会社がファミリー通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ファミリー通院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第25条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 第1項の規定によってこの特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)、および第8条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したもとして取り扱います。

(契約者配当金)

第26条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 27 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の診 断書・ 証明 書	会社 所定 の入 院証 明書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人			
1	ファミリー通院給付金の 支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本
2	被保険者の資格喪失	○	○	○	○					○			会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または前項の書類以外の書類の提出を求めています。

(時効)

第 28 条 ファミリー通院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できる
ようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約におけるファミリー通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄
裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 30 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面
に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めています。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容
については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるも
のとし、なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行 動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および 行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での
治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとし、

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医
療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に

収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替(以下「保険料口座振替」といいます。)を委託すること
3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。

② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料(月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。)を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。

③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択して下さい。

- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更の際に、その変更の処理が行なわれないうまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

- 1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
- 2. 保険料の払込を要しなくなったとき
- 3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
- 4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

クレジットカード払特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社(以下「提携カード会社」といいます)のクレジットカードであること
2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内(以下「クレジットカードの有効性等」といいます)であること
3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人(提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます)が同一であること

(契約日の特例)

第2条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

(保険料)

第4条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、その払込があったものとみなします。

② 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

③ 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申し出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申し出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料(保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

④ この特約による第2回目以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。

⑤ この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

(諸変更)

第5条 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

② 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、つぎの第1号から第3号のすべての条件を満たし、かつ、第4号から第6号のいずれかの条件を満たした保険契約について適用します。

1. 保険契約者は、官公署、会社、工場、組合その他の団体(その事業所を含み、以下、「団体」といいます。)の代表者もしくは団体に勤務または所属し、その団体から定期的に給与等(役員報酬を含みます。)の支払を受ける社員、組合員等(以下「所属員」といいます。)であること。
2. 団体の代表者を保険契約者とする場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
3. 団体の代表者と会社との間に団体特別取扱協約が締結されており、団体代表者において第2回以後の保険料を取りまとめ、一括して会社に払い込むことが可能であること。
4. 団体の所属員を保険契約者とする場合には、その保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
5. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員またはその親族を被保険者とする事業保険契約の場合には、被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
6. その団体から給与等の支払を受ける保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であること。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社が取決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

- ② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、団体代表者を經由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者(事業保険契約の保険契約者は除きます。)が死亡し、または団体を脱退したとき。ただし、この場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。

4. 第1条第4号から第6号までの条件のいずれにも満たなくなり、6カ月を経過してもなおいずれの条件も満たせないとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

- ② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を経由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。ただし、この場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが10人未満となり、6カ月(月払契約の場合は3カ月)を経過してもなお10人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当医療保険 02 集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当医療保険 02 集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが 20 人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当医療保険 02 集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが 20 人未満となり、6カ月を経過してもなお 20 人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

指定代理請求特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とする内容を主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の対象となる給付金等)

第2条 この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
 2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
 3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
 4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となることが定められている給付
 5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
 2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
 3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

第3条 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。))が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の3親等内の親族
 3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
 4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 3. その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。))は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第4条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(指定代理請求人の変更または撤回)

第6条 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。

② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第7条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

(主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用)

第8条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則)

第10条 この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 - 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
 - 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
 - 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
 - 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
 - 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」
- 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行なわれたこと」
- 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

(主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則)

第11条 この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
- 前号の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

(主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則)

第12条 この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第1条(特約の締結)第1項中、「主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)」とあるのは「主契約の主たる被保険者(以下「主たる被保険者」といいます。)」と読み替え、同条第2項、第3条(指定代理請求人または代理請求人による

給付金の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)

第13条 この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類
指定代理請求人の変更または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	



ジブラルタ生命は
ベルマーク運動に
協賛しています

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）